

令和 3 年

第 1 2 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

第 1 2 回 大洗町農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 2 月 2 7 日（月） 午後 4 時 0 0 分

令和 3 年 1 2 月 2 7 日大洗町農業委員会が大洗町役場 3 階会議室に招集されたので、会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

議案第 2 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画について

議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可について

報告第 2 0 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

出席委員	1 番	関 甚	2 番	佐 久 間 亨
	3 番	佐間田 勝 子	4 番	藤 沼 洋 一
	5 番	勝 村 勝 一	6 番	大 貫 静
	7 番	大 貫 善 之	8 番	小 沼 正 男

欠席委員

本日の会議の書記は次のとおりである。

有田和義、中崎亮二、石井康之

会長職務代理者は午後 4 時 0 0 分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第 1 3 条の 2 項により議事録署名人 2 番佐久間委員、3 番佐間田委員、4 番藤沼委員の各委員を指名する。

議 長	議事に入ります。議案第 2 4 号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事 務 局	〔議案第 2 4 号を別紙をもとに説明〕
議 長	本案につきまして、何かご意見はございますか。

委員	議長	〔異議なしの声あり〕 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
議事	議長	続いて議案第２５号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議長	〔議案第２５号を議案書をもとに説明〕
議	議長	本案につきまして、何かご意見はございますか。
４番	議長	項１と項２について、借受人と貸付人が同一人物でありながら、反当りの小作料に違いがある理由は何か。
事務局	議長	項１と項２の水田は地区（場所）の違いがあります。そして、本申請を進める際に、貸借条件については借受人及び貸付人の意向を反映したものとなっております。
議	議長	その他に何かご意見はございますか。
委員	議長	〔異議なしの声あり〕
議長	議長	一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
議事	議長	続いて議案第２６号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議長	〔議案第２６号を議案書をもとに説明〕
議	議長	本案につきまして、何かご意見はございますか。
１番	議長	項１及び項２の売買価格はいくらか。
事務局	議長	項１は約７０万円で、１反歩当たり約４８万円となっており、項２は約３０万円で１反歩当たり約２６万円となっております。
議	議長	その他に何かご意見はございますか。
委員	議長	〔異議なしの声あり〕
議長	議長	一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
議事	議長	続いて議案第２７号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議長	〔議案第２７号を議案書をもとに説明〕
議	議長	本案は現地確認を行っていますので、６番委員より報告をお願いします。
４番	議長	議案第２７号について報告します。項１についてですが、去る１１月２２日に農業委員２名、事務局２名で譲受人の委任者が立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は涸沼駅付近の八反田地区の畑となります。
	議長	現況は休耕地となっており、周辺は譲渡人の休耕している畑や山林であるため影響はなく、展評は妥当であると思われますので、皆様のご審議をお願いします。
議	議長	本案につきまして、何かご意見はございますか。
４番	議長	譲受人が県外の方だが、転用後の草刈り等の保全管理の影響は。
６番	議長	現地確認の際は、周辺地も含めて草刈りがしてあったので、引き続き保全管理を継続すると思う。
議	議長	その他に何かご意見はございますか。
委員	議長	〔異議なしの声あり〕

- 議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 議 長 続いて項 2 について、6 番委員より報告をお願いします。
6 番 項 2 についても、同日に譲受人の委任者が立会いのもと、現地確認を実施しました。申請地は千代田テクノル付近にある畑で、譲受人が資材置場として所有している土地に隣接しています。資材置場が現況では手狭であり、隣接地を転用することで一体的に活用したいとのことでした。国道と接道した土地であり、周辺地への影響もないことから妥当であると考えます。皆様のご審議をお願いします。
- 議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
5 番 資材置場に資材以外のものを置かれた場合の対応は。
事 務 局 申請通りの適切な活用が図られるように、条件を明記して許可することといたします。
- 議 長 その他に何かご意見はございますか。
委 員 〔異議なしの声あり〕
議 長 一同異議なしにより、本案は許可することといたします。
- 議 長 続いて報告第 20 号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事 務 局 〔報告第 20 号を議案書をもとに説明〕
議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委 員 〔異議なしの声あり〕
議 長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。
- 議 長 続いて報告第 21 号を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事 務 局 〔報告第 21 号を議案書をもとに説明〕
議 長 本案につきまして、何かご意見はございますか。
委 員 〔異議なしの声あり〕
議 長 一同異議なしにより、本案は報告のとおりといたします。

・その他

1. 令和 4 年度からの農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後 4 時 50 分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

令和３年１２月２７日

議 長

委 員

委 員

委 員